



知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

創立20周年 第21回定期大会開かれる



総括を報告する岡田書記長

12年度の方針提案の中で岩澤委員長は、「今まで『教員評価制度』を愛教労などの運動で、『試行』にとどめてきたが、次年度より本格実施となる。この教員評価制度が大阪市の教育・職員条例などの動きの中で管理的なものにならぬよう、さまざまな運動を強めていく必要性がある。」また、「新たに中学校に導入される『武道』のあり方について、十分に安全

新たなたかひの課題

知教協と交渉 活動の前進
三月二十四日、知教労(知多地方教職員労働組合)の第二十一回定期大会が開かれました。大会では、まず、2011年度の運動の総括がなされました。報告の中で、岡田書記長は「今回の突然の人事異動方針の変更をめぐるとたかひは、今まで我々としてもなかなか実態に迫れなかった知教協(知多地方教育事務協議会)と対等な立場で交渉の場が持てました。これは組合の運動として大変意義深い。今後とも希望と納得の人事がなされるよう引き続き注視していく」と述べました。

知教労のあゆみ それは知多の教育に「権利」を築いた歴史

性が確保されるよう働きかける」ことが必要である。」と強調しました。

参加者からは、活発な意見が出されました。「管理職から無理を強いられ、知教労に相談して解決することができた。」「愛教組傘下の組合のあり方に疑問をもち、知教労で活動しよう」と決心しました。などの発言が次々となされました。決算と予算の審議では、年代によるスライドの組合費は考えられないかという意見も出され、今年度の検討課題になりました。



真剣な討論をする参加者

新執行部を選出

この後、12年度の役員と愛教労定期大会代議員の選挙が行われました。選出された十一名の新役員からは「愛教労と知教労の関係を強化したい。」「機関紙を更に充実させていきたい。」「など決意表明がなされ、成功裏に幕を閉じました。

大阪府議会が 教育二条例案を可決 職員条例案を可決

三月二十三日大阪府議会本会議は、教育行政基本条例・府立学校条例の二条例と、職員条例案を、大阪維新の会、自民、公明の三党派が賛成し成立した。教育行政基本条例では、知事が教育目標となる教育振興基本計画を作成すると規定。知事が教育委員の罷免権を持つことも明文化した。府立学校条例は、府立高校の学区廃止や校長の権限強化、保護者らによる学校評価を導入。職員基本条例では職員評価に相対評価を導入し、五パーセント程度の最低評価を二年連続受けた職員を、免職を含む懲戒

処分にする。ことや職務命令に違反した際の処分厳格化を定めました。いずれも四月一日から施行されます。愛知県においても、平成二十四年度から、教員評価が実施されます。今までは、愛教労や愛高教を中心とした運動が一定の成果を収め、「試行」が続いてきましたが、今回の本格実施により、提出が義務付けられることとなります。

提出しない職員については、文書訓告などの懲戒処分も検討されており、教育現場への統制がいつそう厳しくなることが考えられます。今回の大阪府・市の動きが愛知県に波及して行くことも考えられるでしょう。今後、われわれは大阪の教職員と連帯した活動に取り組んでいく必要性があります。

北から南から ~支部だより~

職場のIT化が進む中、私の勤務校では、1年前から朝の打ち合わせをなくすという方針が校長から提案され、試行された。担任は8時20分に教室に行くことになる。

打ち合わせがないので、連絡は、全てコンピュータで済ませることになる。しかし、不安な面もあり、「自主的に打ち合わせをする学年も出てきた。8時20分に教室に行くためには、打ち合わせは15分からになる。たとえ5分といえども勤務時間外のサービス残業である。従来どおり20分に打ち合わせを開始する学年もあった。3学年がばらばらに行動する結果となった。

案の定、年度末反省を話し合う職員会議では、打ち合わせの必要性が複数の教諭から提案された。「生徒の顔を見て、一日が始まるように、職員の顔も見ることが、」「コンピュータだけでは連絡が徹底できない。」という打ち合わせ必要論や、「読書タイムを充実させるために、(打ち合わせをせずに)早く教室に行くべきだ。」など現行指示も出て、久しぶりに職員会らしい話し合いになった。

勤務校は大規模校で職員の数も多く、ともすれば職員会の議題が深まることなく、提案のみで過ぎていくことが間々ある。校長が提案した「朝の打ち合わせをなくす」ことが、もしかして職員間に話し合いの種をまくためのものだったとしたら『深慮遠謀』だったと感激せざるを得ないのだが。(O)



みんなの目

今春、退職を迎えるが、教職生活を振り返って、心に残っていることがある。どれだけ時間が経っても強く残る思いは消えない▼一つ目は、ある年の四月、初めての掃除の時間。間違った場所の掃除を始めた子に対して、「掃除場所はどこではないよ。」と知らせた。次の瞬間、何とその子たちは、集めた落ち葉などをまき始めた。二つ目は、算数の時間に「分からぬ人はいますか?」の言葉に、ほとんど毎回、「分かりません。」と答える子がいた。その都度説明をして分かってもらおうということが、続いた。三つ目は、小学三年生の子が遠足の時、自分で弁当を作った持ってきた。家庭でそれぞれの事情があるが、「えらいね。」と声をかけた▼どれも私に、教職の大切さを教えてくれたエピソードだ。最初の件は、より大切なことは何であるかを判断する力が育てられるかということだ。二つ目は、声をあげ続けているが、そうでない子もいる。声を上げる周りの子、その子たちの気持ちも十分に考えていこうということ。子どもは、いつも分かるようになり、より豊かな生活を築こうとしている。それに、応えるのが教師の一つの仕事である。三つ目は、いろいろな家庭環境の中で、子どもたちはその環境を背負って学校に通っているんだということだ。今、退職しようとしている中で、忘れられないということ、すなわち自分が大切にしてきたことに他ならない。

データで見る『教員の実態』第24回

『+68時間～+35時間』

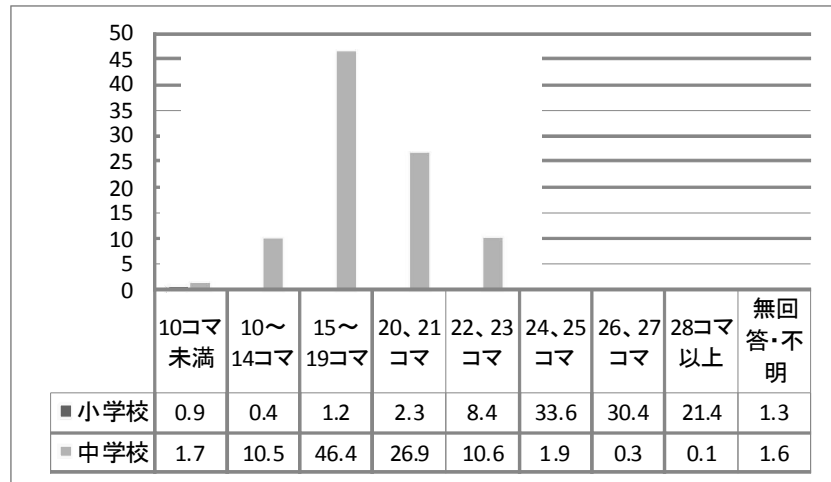
中学校では4月から新指導要領の本格実施が始まります。小学校ではすでに始まって1年が終わりました。今までの指導要領と時間数を比較してみると、毎週1、2時間授業時間が増えます。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
新	850	910	945	980	980	980	1015	1015	1015
旧	782	840	910	945	945	945	980	980	980

(道徳・学活を含む。クラブ・委員会含まず)

下のグラフは以前の指導要領のもとでの教師の持ち時間を表しています。(ベネッセ第5回学習指導基本調査)

授業時数が増えれば、小学校の場合持ち時間はそのまま増



えます。中学校でも音楽・美術・技家以外は授業時数が増えます。特に3年間合計で95時間も増える理科、70時間増の数学、3年生が55時間増の社会は持ち時間数も増え、時間のやりくりが大変になるかと思えます。

文科省は、教員の勤務時間が長すぎることを承知し、教員増も実現できないのに、このような施策は実行してきます。

知ってるつらい・Q&A

外国も8時間労働制なのですか？

Q 日本は、民間企業でも公務員でも1日の労働時間は、8時間が基準になっています。労働基準法で定められていることはわかりますが、諸外国でも8時間が基準なのでしょうか。

A 結論から申しますと、諸外国でも8時間が基準です。戦前の日本には、現在の労働基準法(以下、労基法)のような、労働者全体の労働時間の規制はありませんでした。8時間労働制が採用されたのは、第2次世界大戦後、労基法が制定された時からです。労基法制定にあたり、当時の厚生大臣が国会で「戦前、我が国の労働条件が他の文明国に劣っていた。」と発言した記録が残っており、欧米諸国より遅れて8時間労働制が採用されたことがわかります。

それでは、国際的な基準はというと、第1次世界大戦後に結ばれたベルサイユ条約までさかのぼります。戦後処理のためのベルサイユ条約ですが、その中で8時間労働制を規定しています。その「世界平和は社会正義を基礎としてのみ確立することができる。」というのが趣旨です。

その精神は国際連合の専門機関である、国際労働機関(ILO)に引き継がれています。ILO条約1条で「1日8時間または1週48時間の原則」と定められたのです。第1条で定められていることから、いかに重要な内容かわかります。

ILOでは、このように働くための最低限のルールとして定めた条約が188あります。このうち、日本の批准数は、先進国の中で最低レベルの48しかありません。労働時間に関する17本の条約について、批准はゼロ。皆無なのです。日本の労働条件整備が、外国に比べて遅れていることがわかります。



知教労誕生二十周年を祝う

盛大にレセプション

3月24日の定期大会終了後、知教労の誕生二十周年を記念してレセプションが開催されました。



歴代委員長のあいさつの後、二十周年を振り返る写真を投影しながらのプレゼンテーションがもたれ、数々の先進的な運動の足跡をたどりました。

また、立腰教育反対運動や「指導力不足教員」撤回運動などの膨大な資料や知教労ニュースの創刊号などの貴重な資料の展示も行われました。

参加者からは、「あつという間の二十年だったのですが、多くの成果が得られたことを感じました。」などの感想が出されました。

《20年の歩み》

- 1992年 1月に結成大会 知多の教育界に新しい風が!
- 1993年 用務員の勤務時間問題で16時退勤を実現
- 1994年 第1回「知多平和学習会」を開催。以後、開催を継続中
- 1995年 新空港見学問題で抗議交渉
- 1996年 立腰教育反対運動を展開
- 1997年 希望外の校種に異動を打診された先生の希望校種を実現
- 1998年 勤務の割り振り変更の運動を進める
- 1999年 知多市で信号とガードレール設置を実現
- 2000年 M小教頭のパワハラに対し知多事務所、県教委へ交渉
- 2001年 O小、イギリスへの児童引率を出張とするよう抗議
- 2002年 機関紙『知教労ニュース』が創刊100号になる
- 2003年 病気の先生が指導力不足教員とされたことに対し県へ抗議

- 2004年 組合紹介パンフレット『あなたも知教労へ』を作成
- 2005年 割り振り変更記録簿作成の運動が成果をあげる
- 2006年 愛知県下20校で教員評価試行。反対の運動を強める
- 2007年 パワハラとセクハラ根絶について知多事務所に申し入れ
- 2008年 3名のパワハラ管理職に是正要求、被害者教員に謝罪
- 2009年 「労働時間の記録簿」整備をする運動を展開
- 2010年 7時間45分勤務体制に伴う業務内容削減を要求。
- 2011年 機関紙『知教労ニュース』が創刊200号になる
- 2012年 結成20周年。新たな運動の展開を!

20周年を迎えて 委員長 岩澤弘之



知教労が創立20周年を迎えました。人間で言えば成人式です。一人前の大人になったということでしょうか。

結成当時はもちろん、10年を経てもなお、校長や教育委員会を話し合いの席に着かせるのさえ困難でした。あれか

ら20年……。今では、校長や市町教育委員会のみならず、知多教育事務所や知教協幹事会までも話し合いの席に着かせることができました。「希望と納得」の異動原則、各職場での校長交渉、勤務の割り振り変更、労働安全衛生体制など、20年の到達点をみれば、知教労の存在価値は歴然です。

本当の組合がどれほどの力を発揮するものなのか、今ほど問われている時はありません。20年の節目は、知教労運動を次の節目につなげていく、さらなる奮起の場になるでしょう。